

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）

「人と情報のエコシステム」研究開発領域

2019 年度 公募要領

公募期間

2019 年 5 月 8 日（水）12:00 ～

7 月 17 日（水）12:00



社会技術研究開発センター

2019 年 5 月

○今年度の「人と情報のエコシステム」研究開発領域の公募は、日本と英国との共同プロジェクトを募集します。一つのプロジェクトに、必ず日本側研究チームと英国側研究チームを含んだ構成となることが応募要件となります。一つの国単独のプロジェクトは審査対象とはなりませんのでご注意ください。

○提案にあたっては、日本側研究代表者は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提案を行っていただきます。英国側研究代表者は、英国側指定の提出方法により提出してください。日本と英国、双方で申請がなされなかった場合は、審査の対象になりませんのでご注意ください。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

○採択された共同プロジェクトについて、日本側研究チームは JST より、英国側研究チームは UKRI より支援を行います。

○日本側研究代表者（提案者）は、応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です。詳細は「4.5 応募要件」「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

提案のご応募にあたっては、本募集要項の記載内容を十分ご確認ください。皆様からのご応募・ご参加をお待ちしています。

■ RISTEX 提案募集ウェブサイト

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案公募の概要

この「募集要項」にて提案を募集する研究開発領域は、「人と情報のエコシステム」研究開発領域です。他の領域・プログラムとは内容・日程等が異なりますので、ご注意ください。

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

応募は e-Rad（府省共通研究開発管理システム）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	<u>2019 年 5 月 8 日（水） 12 : 00</u>
募集説明会	<u>2019 年 5 月 23 日（木） 17:00</u>
提案書受付期限（※）	<u>2019 年 7 月 17 日（水） 12 : 00</u>
書類選考期間	2019 年 7 月～8 月
書類選考の結果通知	（面接選考対象の方に面接日の一週間前までに通知します。）
面接選考会	<u>2019 年 9 月 26 日（木） または、10 月 10 日（木）</u>
面談（採択条件の説明）	2019 年 11 月～12 月
選考結果の通知・発表	2019 年 12 月
研究開発の開始	2020 年 1 月 1 日（水）（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	5
1.1 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	5
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	6
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	6
1.2.2 ダイバーシティの推進について	7
1.2.3 公正な研究活動を目指して	8
1.2.4 オープンアクセスについて	9
第 2 章 募集・選考にあたっての領域総括の考え方	10
第 3 章 研究開発領域の概要	12
3.1 研究開発領域の背景・意義	12
3.2 今年度の公募の概要	14
3.3 取り組むべき研究開発プロジェクトの概要	16
3.3.1 研究開発の対象	16
3.3.2 研究開発のアプローチ	18
3.4 研究開発領域の設置期間	18
3.5 研究開発の種別・規模	18
3.6 研究開発領域のマネジメント	19
3.7 研究開発の評価	20
第 4 章 公募・選考	21
4.1 公募期間・選考スケジュール	21
4.2 研究開発期間	22
4.3 研究開発費	22
4.4 採択予定課題数	22
4.5 応募要件	22
4.5.1 応募の要件等	22
4.5.2 研究倫理教育に関するプログラムについて（日本側研究者）	23
4.5.3 重複応募について	23

4.5.4 日本側の提案者の要件	23
4.5.5 日本側の実施機関の要件	24
4.6 応募方法	25
4.7 選考方法	26
4.7.1 選考のプロセス	26
4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施	26
4.8 選考にあたっての主な評価項目	29
4.9 お問い合わせ等	31
第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について	32
5.1 実施計画	32
5.2 実施体制	32
5.3 実施拠点	33
5.4 委託研究契約	33
5.5 研究開発費	34
5.5.1 研究開発費（直接経費）	34
5.5.2 間接経費	35
5.5.3 複数年度契約と繰越制度について	35
5.6 評価	35
5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等	35
5.8 実施機関等の責務等	37
5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合	39
5.10 その他留意事項	40
5.10.1 出産・子育て・介護支援制度	40
5.10.2 JREC-IN Portal のご利用について	40
第 6 章 応募に際しての注意事項	42
6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	42
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	43
6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	46
6.4 不正使用及び不正受給への対応	46
6.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	49

6.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	49
6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	49
6.8 繰越について	50
6.9 府省共通経費取扱区分表について.....	50
6.10 費目間流用について	50
6.11 年度末までの研究開発期間の確保について	50
6.12 社会との対話・協働の推進について	50
6.13 人権の保護および法令等の遵守への対応について	51
6.14 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	52
6.15 研究設備・機器の共用促進について	52
6.16 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	54
6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	54
6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	54
6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	56
6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	57
6.21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	60
6.22 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて	60
6.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	61
6.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	61
6.25 研究者情報の researchmap への登録について	61
6.26 JST からの特許出願について	62
第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について.....	63
7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	63
7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項.....	63
7.3 e-Rad による応募方法の流れ.....	64
7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先	64
7.5 具体的な操作方法と注意事項	65
第 8 章 提案公募 Q&A.....	78
第 9 章 提案書の記載要領.....	86
第 10 章 参考資料	111

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEX において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、領域・プログラムという）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域・プログラムのマネジメントは、アドバイザーの協力を得て、総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○領域総括

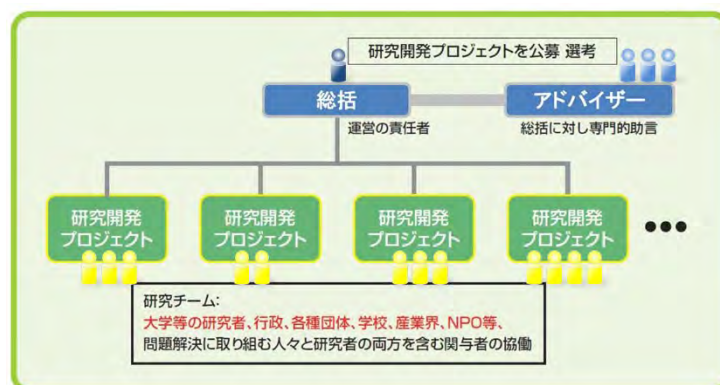
国または RISTEX が定めるプログラム目標の達成に資する研究開発プログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発が効率に行われるよう適切かつ柔軟な研究開発プログラムの運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また研究開発プログラムで得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

○領域アドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。

○研究代表者

研究開発プロジェクトを代表する、プロジェクト全体の責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行う。



1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

領域・プログラムによって募集要項、提案書の様式が異なりますのでご注意ください。

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

(英文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 経営企画部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.2.4 オープンアクセスについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

第 2 章 募集・選考にあたっての領域総括の考え方

領域総括：國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部 教授

「人と情報のエコシステム(HITE)」領域は、本来は去年で募集は終了となる予定でしたが、AI、IoT のインパクトが本格的に見えるようになってきたこと、国際的な連携が重要になっていること、などから国際連携に焦点を絞り 2019 年度も募集が行われることになりました。英国の UK リサーチ・イノベーション (UK Research and Innovation, UKRI) 傘下の Economic and Social Research Council (ESRC) と Arts and Humanities Research Council (AHRC) と連携し、提案された日英共同プロジェクトを日英サイドで支援する取り組みです。

次のセクションにて日英で合意した募集内容が記されていますので、よく読んでいただけたらと存じます。その内容と矛盾することは少ないと考えておりますが、HITE としては、かねてからの「技術と社会が『なじみ』ながらともに進化している状態をつくる」「技術をめぐる多様なステークホルダーの間に、技術の萌芽段階から有効な対話を行うことで、情報技術を人間に真に貢献するものとして進化させる」といったアウトカム目標は堅持しておりますし、その実現に向けての対話のプラットフォームづくりを「情報技術の開発に社会的要請をフィードバックするための方法論」、「リテラシー向上のための方法論」、「技術進歩に政策立案者や経営者が対応して制度設計・経営を行う仕組み」、「技術と社会の対話のプラットフォーム構築」、「技術と社会の対話の共通基盤となる概念の構築」を通じて行っていくことも進めていきたいと思っております。

HITE 領域の具体的な目標

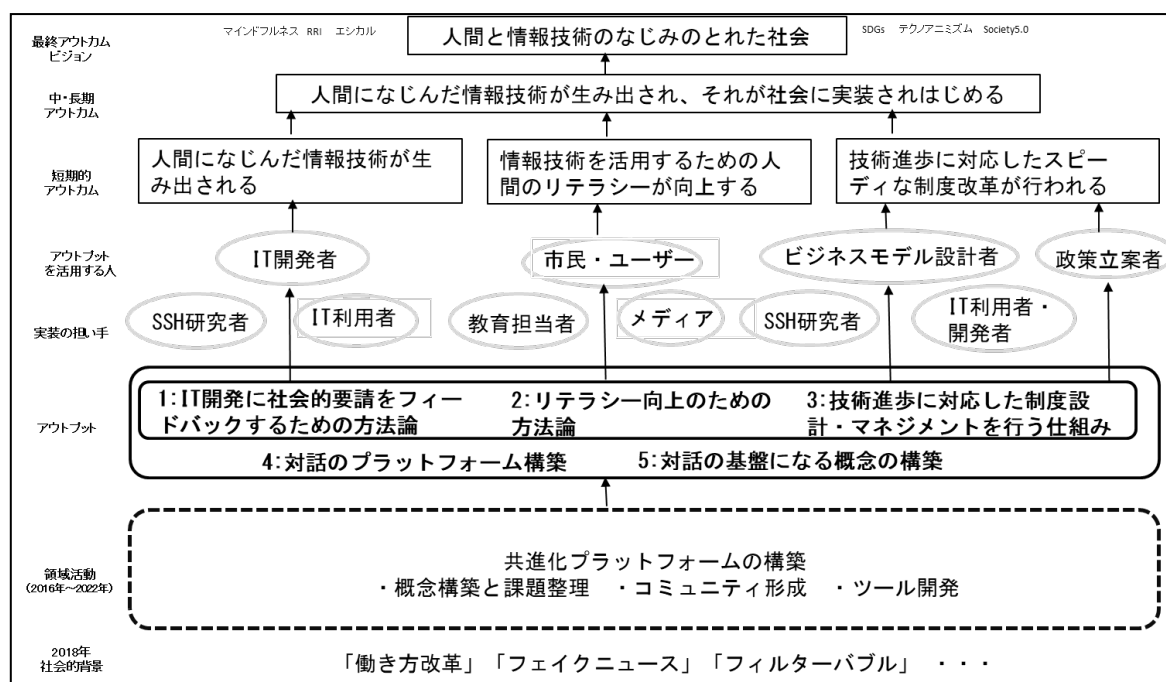
情報技術と人間のなじみがとれている社会を目指すために、情報技術がもたらすメリットと負のリスクを特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を行います。具体的には、

- ① 情報技術がもたらしうる変化（正負両面）を把握・予見し、アジェンダ化することで、変化への対応方策を創出します。
- ② 情報技術の進展や各種施策に対し、価値意識や倫理観、また現状の制度について検討し、望まれる方向性や要請の多様な選択肢を示します。

①②のような、問題の抽出、多様なステークホルダーによる規範や価値の検討、それに基づく提示や提言までをサイクルとみなし、その確立のための研究開発を行います。

また、このような社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みを共創的なプラットフォームとして構築することを目指し、その機能のために必要な技術や要素も研究開発の対象とします。

また、対話やプラットフォーム形成そのもののパートナーとして、IT 開発者、市民・ユーザー、ビジネスモデル設計者、政策立案者、などを当面明示的に意識して交流するという方針も堅持してまいりたいと存じます。今年はそのような取り組みを国際的に広げる年にできたらと願っています。技術が国境を越えて広がる中で、国際的なプラットフォーム形成は非常に重要なことだと考えており、本取組がその大きな推進力になれば嬉しく思います。また、本領域のこれまでの取り組みなどから、人間の行動の自律性などにおいて、西洋近代主義と日本の伝統に基づく考え方の違いが浮かび上がっています。そのようなテーマについて比較研究を行い、お互いが認めあえるガバナンスの仕組みづくりのプラットフォームが、日英共同プロジェクトで進むことを望んでいます。



第 3 章 研究開発領域の概要

3.1 研究開発領域の背景・意義

「人と情報のエコシステム」研究開発領域（以下本領域という。）は、ビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoT などの情報技術の急速な進歩を背景としています。具体的にはコンピュータネットワークの能力が加速度的に向上し、情報・人・組織・物流・金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付く中、ディープラーニング技術の開発や人工知能技術の高度化により大量データの高度活用が可能になりはじめています。

「第 5 期科学技術基本計画」では、超スマート社会（Society5.0）が重要なテーマとして掲げられ、国としても「人工知能技術戦略会議」の下、文部科学省・経済産業省・総務省の三省が連携し研究開発を一体的に推進していく取組が始まり、人工知能の研究開発目標と産業化ロードマップがとりまとめられました。JST では、文部科学省が「AIP プロジェクト（人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト）」に関して設定した戦略目標を受け、「CREST」および「さきがけ」に研究領域を設置、さらに若手研究者向けプログラム「ACT-I（Advanced Information and Communication Technology for Innovation）」も設置し、理化学研究所に設置された「革新知能統合研究センター（AIP センター）」と連携しつつ、情報技術の研究開発を総合的に推進するネットワークラボを構築し、戦略的な研究開発を実施しています。

こうした情報技術が社会に導入され始め、より豊かで効率性の高い社会が実現されるとの期待が高まっている一方、情報技術は「悪意に基づく事故や事件（テロ、犯罪など）」「予期せぬ事故やトラブル（セキュリティ、プライバシーなど）」「経済格差拡大や資本集中」などの様々な問題をもたらすとの指摘もなされています。実際、2016 年 11 月の米国の大統領選挙では、多くのマスコミや有識者がその選挙結果を当てることができず、「フィルターバブル」（＝インターネットで触れる情報が一方に偏った内容になる）によって、コミュニティの分断が生じていることが明らかになっています。

また、「coveillance」（＝インターネット上での相互監視）という言葉が新しく生まれたように、情報技術の発達是我々のプライバシーのあり方そのものも変化させており、今後も多方面で人の生活様式を変えていくことが予想されます。

情報技術の研究開発の現場では、技術がもたらす影響について社会から事前にフィードバックを受けることがないまま実用化をすすめた結果、問題が引き起こされるケースや、技術が作られ問題が発生した後に規制がかかり、技術開発のブレーキともなりうる事例がしばしば見受けられています。

ビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoT といった情報技術は、社会に新たな大きな変化をもたらしているが、現時点ではその新規性や革新性は社会の中で多様な解釈・イメージ・メタファーで語られており、その潜在的なメリットと負のリスクが不明瞭です。それゆえ、情報技術を社会の中で適切に使っていくためには、専門家だけの評価では不十分であり、研究開発の上流の段階から多様なステークホルダーの主観的意見を取り入れ、問題やテーマのフレーミングの幅を広げていくことが重要となります。

このような状況への対応として、英米では、人工知能に関する研究プロジェクトやセンター（Future of Humanity Institute (FHI)、The Future of Life Institute (FLI)、Leverhulme Centre for the Future of Intelligence(CFI)、Partnership on AI 等）が、人工知能と来るべき未来社会の在り方について議論を進めています。そのうち Partnership on AI は、Amazon、Apple、Facebook、Microsoft 等の民間企業が創立メンバーに加わり、人工知能の利活用に関する研究活動を行っています。

我が国では、内閣府「人工知能と人間社会に関する懇談会」、総務省「AI ネットワーク社会推進会議」等において、人工知能がもたらす未来社会の倫理的・法的・経済的・社会的論点の抽出や、人工知能の開発原則の策定などが実施されています。

このように、情報技術を研究開発の上流の段階から人間を中心とした観点で捉え直し、社会の理解のもとに技術と制度を協調的に設計していく試みの必要性が高まっているが、そういった試みに対応するための**継続的な機会や場の創出、方法論や機能の確立、人材の確保**といった点は十分に措置されていないのが実状です。

以上より、情報技術の進展がもたらす問題に適切に対処していくために、情報技術と人間・社会との共生を促す相互作用機能の構築を目指した社会技術研究開発を推進します。本領域では、「人と情報のエコシステム」を設計し、情報技術と人間のなじみ¹のとれた社会を目指します。

¹ 「情報システムとは、組織体（または社会）の活動に必要な情報の収集・処理・伝達・利用にかかわる仕組みである。広義には人的機構と機械的機構とからなる。コンピュータを中心とした機械的機構を重視したとき、狭義の情報システムとよぶ。しかし、このときそれがおかれる組織の活動となじみのとれているものでなければならない。」（浦昭二ほか「情報システム学へのいざない」培風館,1998）

3.2 今年度の公募の概要

UKRI-JST Joint Call on Artificial Intelligence and Society

Summary

The Economic and Social Research Council (ESRC) and Arts and Humanities Research Council (AHRC) of the UK and the Research Institute of Science and Technology for Society (RISTEX) of Japan Science and Technology Agency (JST), are pleased to invite high quality proposals between UK and Japanese researchers to explore the impact Artificial Intelligence (AI) technologies may have on society and the economy.

Background to Funding Agencies and Collaboration

Recent changes to the structure of research funding in the UK has led to the formation of UK Research and Innovation (UKRI), of which the ESRC and AHRC are constituent bodies. An integral part of UKRI's strategy moving forward is to encourage and facilitate international collaboration. Japan has been identified as a partner of choice and a focus of investment for UKRI. Analysis of Scopus co-publication data has shown that where UK and Japanese researchers work together in and across the social sciences and arts and humanities (SSH) the research they produce is of the highest quality. Recent investment in Japanese universities and funding programmes has created a vibrant, high-quality research community in Japan for exploring the broader societal implications of AI technologies. In addition, a recent UK-Japan networking call (launched in 2018), focused on improving the connectivity between UK and Japanese SSH research communities, proved exceptionally popular and offered further evidence of the appetite for collaboration within these communities.

In Japan, the 5th Science and Technology Basic Plan identified the assessment of emergent technologies as a priority area. Within this, the "Human Information Technology Ecosystem" (HITE) programme was established as a research and development focus area to be delivered by RISTEX-JST. This focus area aims to contribute towards building a society that

embraces a familiar relationship between information technology and humanity, by promoting projects that assess information technology and propose a new social system that enables human and information technologies to co-evolve. This focus area has been operating for 3 years and the UK has been identified as a new partner of choice and a focus of investment for JST in 2019.

Call Scope

The increasing prevalence of artificial intelligence (AI), machine learning and automation in many aspects of everyday life is generating a wide range of economic, cultural and social challenges and opportunities. In the foreseeable future, these technologies will affect people's lives in ways and to extents that are potentially highly disruptive and remain deeply uncertain. The implications of AI will be felt at the individual level, including human interaction with AI and individual's relationship with others around them, but also at a broader societal and economic level. Further investigation is therefore required to better understand the likely applications and consequences of AI technologies and contribute to our understanding of this inherently interdisciplinary area.

The potential impact of AI and machine learning is global and both the UK and Japan will encounter multiple social, cultural and economic opportunities and challenges arising from the proliferation of these technologies. Whilst there are a number of similarities between the two countries – especially in terms of their level of economic development and a long tradition of democracy – there are also a number of key differences, including their respective national innovation systems; culture; labour market division; and the structuring of businesses and careers. Japanese discourse in the field of AI commonly focuses on the potential of these technologies to address the challenges of an ageing society, whilst in the UK it is more common to see discourse relating to AI focused on labour market contexts, including the threat posed to jobs and livelihoods. These contrasting settings provide a compelling rationale for undertaking comparative research between the two countries.

In response to this context, ESRC, AHRC and RISTEX are commissioning this funding call

to facilitate UK-Japanese research collaboration in an area that is a mutual priority for both countries.

Rationale and Call Objectives

This call aims to foster collaboration between researchers across the social sciences and arts and humanities in the UK and Japan, as well as AI researchers in both countries. It is intended to advance social science, arts and humanities research and its impact for the benefit of both countries. The call also aims to promote interdisciplinary and transdisciplinary working and to position the social sciences and arts and humanities as an integral part of the process in developing and exploring AI systems, ensuring that those systems provide the greatest benefit to people and societies. **Ultimately, the call aims to contribute towards the development of a platform for effective and sustained dialogue and engagement between a range of researchers and other relevant stakeholders, eventually leading to practical implementation and policy recommendations.**

UKRI-ESRC and JST-RISTEX held a joint workshop in September 2018 to bring together social science, arts and humanities researchers from the UK and Japan to explore the issues surrounding AI technologies and how they impact society. The workshop identified gaps and opportunities for new research in this field described under the thematic areas detailed below.

3.3 取り組むべき研究開発プロジェクトの概要

3.3.1 研究開発の対象

Thematic Areas

Proposals should reflect one or more of the inter-related areas described below.

Impacts on humans and society – Future happiness, wellbeing and the individual

- Social and cultural enhancement through AI: *investigating the impact AI will have on inter-human relationships, happiness and wellbeing, and AI and identity;*

- Social benefits: *conceptualising and measuring the potential social benefits of AI, and exploring the implication of AI in the relationship between social benefit and individual rights, including questions such as who owns data – the individual or the collective?*
- Conceptualising futures and verifying past predictions: *investigating what the future system might look like and how it will be operationalised for the future, examining past future predictions, and the implications of AI for different elements of society such as individual, government and civil society;*
- Rethinking societal structures: *questioning the foundational constructs of modern society as legal and market systems that assume autonomous and responsible individuals.*

Economic implications, skills, work and education

- Social inclusion/exclusion and wealth distribution: *exploring patterns and inequalities of distribution and how the whole of society (including vulnerable and excluded groups) can or cannot benefit, both socially and economically, from AI, and the positive / negative impacts of distributing an AI-driven economy*
- The future of work: *the impact of AI on working patterns, wages and the balance between working life and leisure as well as its impact on occupational mobility, productivity and how to promote continuous incremental changes;*
- Human-machine interaction: *exploring the dynamics of co-working between humans and machines (i.e. boundary of job and task; meaning of the ‘end of work’);*
- Impact on skills: *exploring the impact on the education system, understanding what skills are required in a society where increased AI use is the norm, and how those skills could be obtained or developed (e.g. career-based approach/lifelong learning).*

Transparency, responsibility, governance and ethics

- Democratising AI: *how to improve the transparency and autonomy of AI, and how to bring democracy into the AI industry;*
- Trust, security, and public acceptance: *investigating how trust could be earned in AI, how to ensure data security, traceability, visibility, familiarity and accountability of AI; the mechanisms for facilitating trust in AI are not limited to institutional and policy tools but may also involve appealing to our emotions, for example through art and culture;*
- Global impact of AI: *Estimating the global impact of AI, what global challenges arise from AI and exploring solutions, how humans are affecting /impacting on the development of AI;*
- Responsibility: *where processes are increasingly automated, and where tasks are taken on by robots, where does responsibility and accountability for decisions lie?*
- Ethical and legal implications of AI and governance: *exploring issues such as AI and human rights; liability; regulatory regimes; and issues around how data and AI technology should be governed globally;*

- Equality and diversity in AI: *for example, issues relating to the impact of gender and racial bias in AI and whether algorithmic biases have detrimental impacts on governance structures, educational and medical systems, and wider society.*

3.3.2 研究開発のアプローチ

Approach

Proposals are strongly encouraged to use the following approaches to explore the themes described above:

- Adopt a genuinely interdisciplinary approach exploring how to co-design the research with different disciplines within and beyond the social sciences, arts and humanities. Whilst proposals need to be primarily rooted in the social sciences, arts and humanities (with the majority of the proposal falling within ESRC and AHRC's remits), collaboration with other relevant disciplines is strongly encouraged;
- Collaboration with non-scientific stakeholders such as policy makers, public, third sector and businesses is also encouraged (please refer to ESRC's policy on the inclusion of business, third sector or government body co-investigators);
- Undertake comparative research looking at key similarities but also differences in the context of Japan and the UK (including varying appetite and curiosity of technology, culture, national innovation systems, labour market division and careers etc.);
- Use innovative research design and methods.

3.4 研究開発領域の設置期間

- 設置期間は、2016 年度から 2023 年度の延べ 8 年間を想定
- 初年度～5 年度目に、数件の新規研究開発プロジェクトの採択を想定

3.5 研究開発の種別・規模

本領域では、領域目標の達成に共に取り組む研究開発の実施者を広く募り、研究開発プロジェクトを実施します。各年度数件の新規の研究開発プロジェクト等の採択を想定します。本領域の目標達成に向けて、アウトプットの創出に取り組む研究開発を実施するもの。それらが有効であることを実証しようとする取り組みが求められます。

■ 今年度募集の研究開発プロジェクト

今年度は、英国 UKRI との共同公募により、日英共同プロジェクトを募集します。採択されたプロジェクトについて、日本側研究者（研究チーム）は JST より、英国側研究者（研究チ

ーム) は UKRI より支援を行います。予算規模・プロジェクトの期間は下記の通りです。なお、研究開発プロジェクトの内容及び採択方針に応じて、柔軟に取り扱います。

【予算規模】

- ・日本側：1 プロジェクトあたり 1,000 万円程度／年（間接経費込み）
（直接経費で 770 万円程度／年）

※ただし、初年度は、2020 年 1 月～3 月までの 3 ヶ月分の予算となります。

※JST は委託研究契約に基づき、原則として研究開発費（直接経費）の 30%を上限に間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。詳細は、「5.5 研究開発費」を参照してください。

- ・英国側：1 プロジェクトあたり £ 360,000～500,000 程度（3 年間の総額。間接経費込み）

【プロジェクトの期間】 3 年（2020 年 1 月～2022 年 12 月）

なお、3 年度目に評価を行い、実装段階にあるプロジェクトや自律的実装の可能性の高いプロジェクトを最大 1 年間延長する場合があります。また、研究開発の進捗等に応じて適宜、適正化を図るとともに、体制の構築が進まない等、目標達成の可能性が低いと判断された場合は期間途中で終了する場合があります。

3.6 研究開発領域のマネジメント

- ① 領域運営の責任者として領域総括を設置し、マネジメントを行います。
- ② 領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置します。領域アドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して選出します
- ③ 2019 年度からは UKRI と緊密に連携をとり、マネジメントを行います。
- ④ 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、研究開発プロジェクト等の募集・選考を実施するとともに、効果的な領域の運営に必要な会議や関係者の交流を行います。
- ⑤ 領域総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクト等の統廃合を含む見直しを行います。
- ⑥ 領域運営は、社会の状況、領域における各研究開発プロジェクト等の進捗状況に応じて、募集選考方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応します。また、最終的に複数の成果を統合

し情報技術と社会の共進化を促すプラットフォームを提示できるよう、あらかじめ各年度の募集テーマを重点化する等、戦略的に公募を実施します。

- ⑦ 領域内の研究開発プロジェクト等を横断・俯瞰する取り組みや社会への提言等、領域としての活動を積極的に行います。
- ⑧ アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、WEB 等での情報発信等）を積極的に行います。
- ⑨ 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで取ることができるよう、積極的に働きかけます。

なお、上記のマネジメントに際しては、RISTEX の中での本領域の役割・位置付け等を踏まえ、RISTEX 内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、本領域の進捗状況や成果に関する情報共有を図ります。

3.7 研究開発の評価

（１）研究開発領域の評価

- ・ 研究開発領域については、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

（２）研究開発プロジェクト等の評価

- ・ 提案は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て選考を行います。
- ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施します。
- ・ 3 年度目に評価を実施し、実装の可能性が高い研究開発プロジェクトは最大 1 年延長することがあります。

第 4 章 公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。他の領域・プログラムとは募集締切日が異なりますので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	<u>2019 年 5 月 8 日（水）12：00</u>
募集説明会	<u>2019 年 5 月 23 日（木）17:00</u>
提案書受付期限（※）	<u>2019 年 7 月 17 日（水）12：00</u>
書類選考期間	2019 年 7 月～8 月
書類選考の結果通知	（面接選考対象の方に面接日の一週間前までに通知します。）
面接選考会	<u>2019 年 9 月 26 日（木）または、10 月 10 日（木）</u>
面談（採択条件の説明）	<u>2019 年 11 月～12 月</u>
選考結果の通知・発表	2019 年 12 月
研究開発の開始	2020 年 1 月 1 日（水）（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については「4.7 応

募方法」を参照してください。

4.2 研究開発期間

3 年（2020 年 1 月～2022 年 12 月）

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。

4.3 研究開発費

採択されたプロジェクトについて、日本側研究者（研究チーム）は JST より、英国側研究者（研究チーム）は UKRI より支援を行います。

- 日本側：1 プロジェクトあたり 1,000 万円程度／年（間接経費込み）
（直接経費で 770 万円程度／年）

※初年度（2020 年 1 月～2020 年 3 月）は 3 ヶ月分の予算となります。

※JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

研究開発費については、選考を通じて査定を受けます。またプロジェクトの進捗等に応じて適宜、適正化を図ります。詳しくは「5.5 研究開発費」をご参照ください。

- 英国側：1 プロジェクトあたり £ 360,000～500,000 程度（3 年間の総額。間接経費込み）

4.4 採択予定課題数

6 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

4.5 応募要件

4.5.1 応募の要件等

- ・一つの共同プロジェクトに、必ず日本側研究チームと英国側研究チームを含んだ構成となること
が応募要件となります。一つの国単独のプロジェクトは審査対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。

研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

4.5.2 研究倫理教育に関するプログラムについて（日本側研究者）

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は日本側の研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章 提案公募 Q&A」をお読みください。

4.5.3 重複応募について

(1) 一人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。

(2) 「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」、「人情報のエコシステム 研究開発領域」と重複して応募することはできません。

(3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募はできません(当該研究開発の実施期間が 2019 年度以内に終了する場合を除く)。

※他の戦略的創造研究推進事業 (CREST、さきがけ、ACT-X) と重複して応募することはできます。

4.5.4 日本側の提案者の要件

a. 実施者（数名～20 名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。

b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。

- ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

- ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.8 実施機関の責務等」を参照してください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等」をご参照ください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容を理解し、遵守すること。

- ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。

- ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ 上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

4.5.5 日本側の実施機関の要件

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりま

せん。「5.8 実施機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

4.6 応募方法

日本側研究代表者は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提案を行っていただきます。英国側研究代表者は、英国側指定の提出方法により提出してください。日本と英国、双方で申請がなされなかった場合は、審査の対象になりませんのでご注意ください。

紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

詳細は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

（1）実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。新たに e-Rad のログイン ID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトもご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ウェブサイト (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「第 9 章 提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

(3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

4.7 選考方法

4.7.1 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考、面接選考、及び日英共同パネル会議を行い、「4.8 選考にあたっての主な評価項目」を基に総合的に判断します。

- (1) 日本側（JST）は、書類選考・面接選考を実施します。英国側（UKRI）は、書類選考・書面による PI 応答を行います。日本側、英国側双方の選考結果をもとに、最終的に日英共同パネル会議にて、最終選考（採択候補課題の選定）を行います。
- (2) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者（日本側の研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- (3) 採否の通知は、最終選考後に提案者（日本側の研究代表者）に通知します。
- (4) 選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ウェブサイトにて随時お知らせします。
- (5) 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書の「【様式 11】特記事項」に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の実施機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性亜があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)

- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の「【様式 11】特記事項」にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を実施機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を実施機関とする場合、提案書の「【様式 11】特記事項」にて出資先企業が実施機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST

内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

4.8 選考にあたっての主な評価項目

選考にあたっては、以下のような観点を重視しながら（「第 2 章 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発領域の概要」）、本領域の目標達成に向けて、「研究開発のアウトプット」とのポートフォリオのバランスを含め、総合的に検討した上で判断します。

Relevance to the Call

- Does the proposal address one or more of the research topics and the wider objectives of the call?

Originality / Potential Contribution to Knowledge

- Is the proposed research likely to make an original and significant contribution to theory, methods or knowledge?
- Is there similar or related work, not mentioned in the proposal, of which the applicant(s) should be aware? If so, please specify.

Research Design, Work Plan and Research Team

- Are the objectives of the proposal clearly stated?
- Are the research methods and framework for analysis suitable to the aims and objectives? Are they clearly defined, rigorous and feasible?
- Does the proposal demonstrate an interdisciplinary approach? Have the different disciplinary approaches been integrated effectively and how does this add value?
- Is the timescale and scheduling of the work appropriate and realistic?
- Are the qualifications and competencies of the participating team members appropriate to the international collaboration within the proposal?

Value for Money

- Is the proposal overall good value-for-money for the total costs involved?
- Are the costs requested clearly justified?
- Are the costs included in the proposal 'appropriate' (i.e. are they focused on and necessary for building sustainable partnerships)?

- **Areas where you should not comment:** The ESRC and JST-RISTEX have different rules for which research costs are allowed and appropriate. You should therefore not comment on differences in cost structures between national partners. You should not comment upon the level of estate costs in different institutions; the level of indirect costs; charging rates of institutional or other research facilities which are not open market provisions; nor on specific salary levels in individual institutions.

Knowledge exchange, Impact and Outputs

- Are the planned outputs of the proposal appropriate? Have the applicants made adequate plans to disseminate the results of the collaboration?
- Where relevant, have appropriate arrangements been made for engaging potential users (e.g. business and industry) at relevant stages of the project?
- Is the collaboration likely to have significant social and policy impact beyond the academic community?

Ethical considerations

- Are any potential ethical issues addressed appropriately and comprehensively in the proposal?
- Have applicants made appropriate plans for data storage and providing access to data for other researchers?

Strength of International Collaboration

- What is your opinion on the added value of the UK-Japan cooperation to the research proposal, including the complementary nature of the UK and Japanese teams?
- Does the proposal involve any UK-Japan comparative elements and if so how does this add value to the work proposed?
- Is the distribution of work between the UK and Japanese partners appropriate? I.e. is it truly collaborative?
- How does the proposal build on existing projects funded by JST-RISTEX and UKRI?

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかは選考の要素となります。詳しくは、「6.2.不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

4.9 お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び 最新情報	社会技術研究開発センター 提案募集ウェブサイト https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html
募集要項 及び <u>提案書の提出</u>	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ウェブサイト https://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

<u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類の作成・ 提出に関する手続き等	JST 社会技術研究開発センター (募集担当) 原則として電子メールでお願いします E-mail : boshu@jst.go.jp Tel. 03-5214-0133 (受付時間 : 10:00~12:00・13:00~17:00/土日祝除く)
<u>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について</u> 実施機関・実施者の登録、e-Rad の操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877 (ナビダイヤル) (9:00~18:00/土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

※採否を含む審査状況に関する問い合わせに一切回答できません。

※提案書受付期限日 (提案締切日) は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

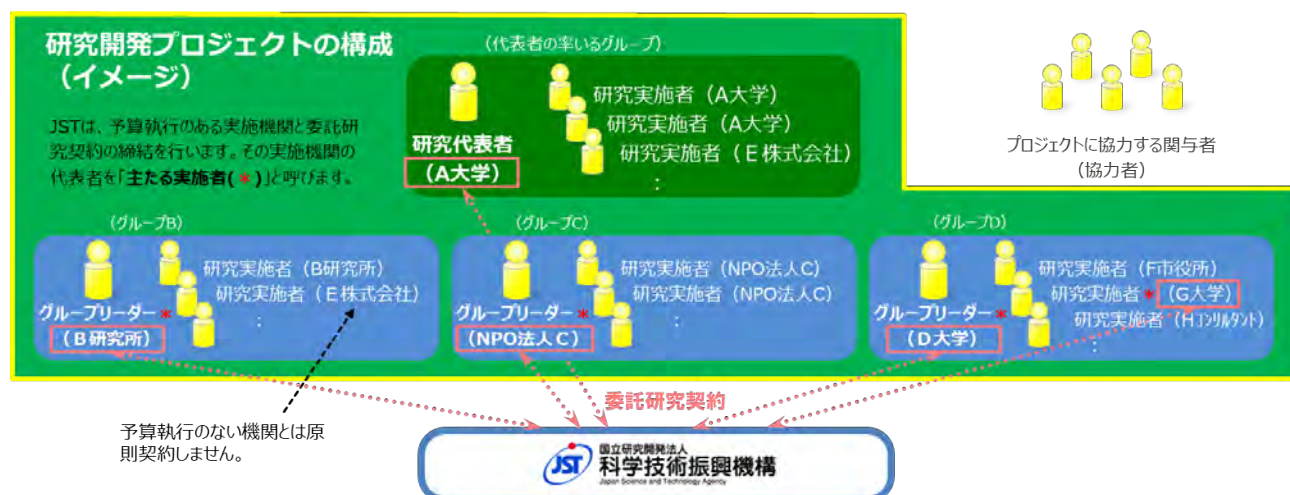
第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について

5.1 実施計画

- a. 採択後、研究代表者には、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時に領域総括の確認、承認を経て決定します。
 - b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、領域総括の承認を経て決定します。領域総括は領域アドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
 - c. 領域総括は、本領域全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- ※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、領域総括による領域のマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

- a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者には、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働する集団（グループ：数名～20 名程度）を編成し、研究開発を実施します。
- b. プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- c. JST は、予算執行のある実施機関と委託研究契約を締結します。その実施機関の代表者を主たる実施者と呼びます。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



5.3 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

- 採択後、JST は研究担当者の所属する実施機関との間で委託研究契約を締結します。
- 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.8 実施機関等の責務等」をご参照ください。
- 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

（補足） 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者・主たる実施者および研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費・謝金：[人件費] 研究参加者（但し、研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.15 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※2）

※2 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

文部科学省 府省共通経理取扱区分表

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日 改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.6 評価

(1) 研究開発領域の評価

- ・ 研究開発領域については、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

(2) 研究開発プロジェクト等の評価

- ・ 提案は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て選考を行います。
- ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施します。
- ・ 3 年度目に評価を実施し、実装の可能性が高い研究開発プロジェクトは最大 1 年延長することがあります。

5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等

(1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行

為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。

- c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

- (3) 研究代表者および実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（領域総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。また、領域総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) 領域活動への参画

領域目標の達成に向けて、領域活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JST と実施機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) 研究開発領域の評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.8 実施機関等の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 実施機関は、「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏ま

えた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」)。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 実施機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後にも産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。実施機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 実施機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研

研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。実施機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該実施機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画しかつ実施機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないように知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参画する実施機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。

- b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究実施は認められません。
- c. 実施機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト^{*2}」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

5.10 その他留意事項

5.10.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（直接経費）により専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発課題等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 25 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

5.10.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人

^{*2} 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

第 6 章 応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者（日本側研究代表者）は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究提案（代表）者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（eAPRIN（旧 CITI）を含む）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

受講に当たっては、下記 URL より受講登録をしてください。

<https://eduprv.aprin.or.jp/jstshinsei.html>

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません（JST が負担します）。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

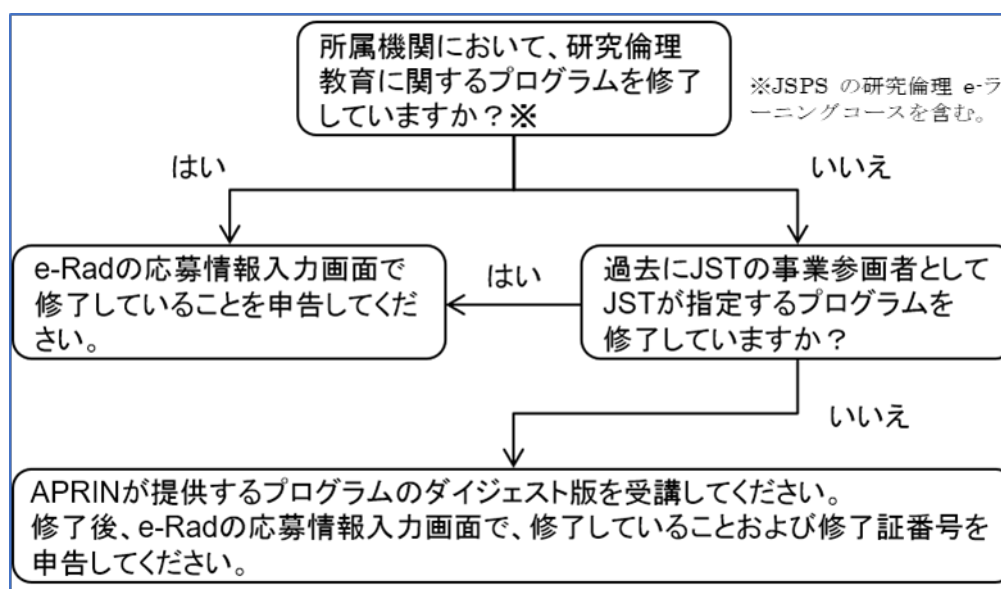
E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター(RISTEX)

E-mail : boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます）。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的資金が配分される研究の名称及び

その内容をいう。) に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究開発課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

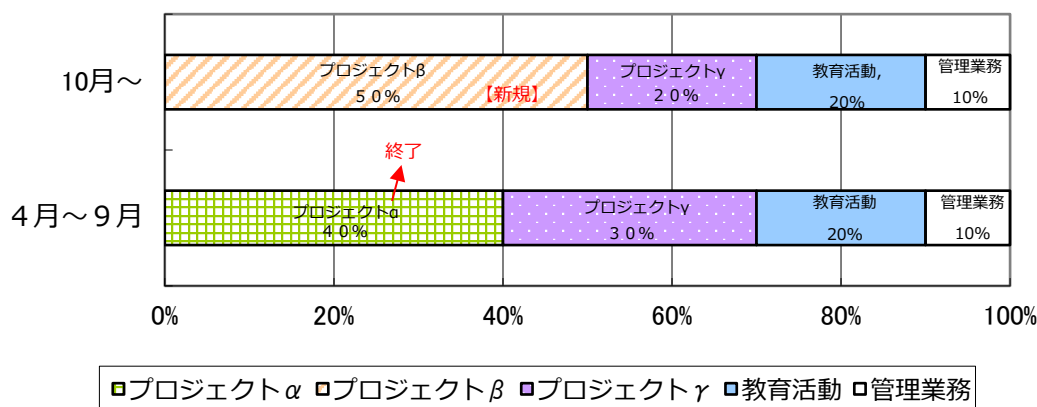
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9 月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10 月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正)

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

○ 科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の【様式 8】に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

○ 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※² に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。
- ※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	① 社会への影響が大き く、行為の悪質性も高 いと判断されるもの	5 年
		② ① 及び③ 以外のもの	2 ～ 4 年
		③ 社会への影響が小 さく、行為の悪質性も 低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金を受給した研究者 及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者※ 2			善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応じ、 上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、2019 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2018 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける実施機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた実施機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告することが必要となります（複数の競争的資金を獲得した実施機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル

(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」
(<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>) を参照してください。

6.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

6.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内としています。

6.11 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。

- (1) 実施機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各実施機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.12 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以

上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果についての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

6.13 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

6.14 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

6.15 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であると

されています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究開発目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成 29 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruuru.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

6.16 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発

者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（１）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

（２）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、実施機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2019 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても実施機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

実施機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、実施機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2019 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、

提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、実施機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.22 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて

提案時に提出される書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査に利用します。また、研究提案書は、個人が特定されない形で、JST の事業運営に資する研究動向の統計や分析に利用します。提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

い。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000059

また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

6.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。

6.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6.25 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも

有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

6.26 JST からの特許出願について

実施機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、実施機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、実施機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、実施機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

特に以下の点にご留意ください。

（１）提案者は、事前に実施機関及び研究者の事前登録が必要です。

詳細は「7.5（１）」をご参照ください。

（２）e-Rad への情報入力は、募集締切前数日以上の上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

（３）入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「7.5（４）」の「■ 応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=TE0008>）をご参照ください。

（４）研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

募集締切前日までは、提案者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。

詳細は「7.5（5）」の「■ 応募情報状況の確認」「■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。
募集締切当日は「引戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関（研究機関）の事務担当者による登録が必要です。※詳細は 7.5(1)



(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。領域等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(2)



(3) 提案書の作成（5MB 以内）※詳細は 7.5(3)



(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※詳細は 7.5(4)



(5) 研究開発提案の提出

提案書をアップロードし、提出します。 ※詳細は 7.5(5)

7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境 (https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html) を、あらかじめご確認ください。

(2) 問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章および e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する 問い合わせ及び 応募書類の作 成・提出に関す る手続き等に関 する問合わせ	JST 社会技術研究開発 センター 企画運営室（募集担当）	＜原則として電子メールでお願いします＞ E-mail： boshu@jst.go.jp [募集専用] 電話番号： 03-5214-0133 [募集専用] 受付時間： 10：00～12：00・ 13：00～17：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作 方法に関する 問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○本事業の提案募集ウェブページ：

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

（3）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

（1）実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時までに e-Rad に実施機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○実施機関（研究機関）の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

○実施者（研究者）の登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本領域等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

（2）募集要項及び提案書の様式の取得

1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。



- ・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
 - ・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。
- その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

3) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募(新規応募)」をクリック。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。



4) 「検索条件」から簡易検索（“社会技術”や領域・プログラム名など）し、公募名「人と情報のエコシステム（2019）」をクリック。



5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「人と情報のエコシステム（2019）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

※必ず応募する研究開発領域、年度の様式を使用してください。異なる領域・年度の様式では申請できません。

募集要項：

「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。



（3）提案書の作成

・提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。

・提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。



作成にあたっての注意点

- ・ PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】としてください。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。次のような可能性があります。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

(4) e-Rad への応募情報入力

ログイン方法、公募の検索方法は、

4.2 をご覧ください。

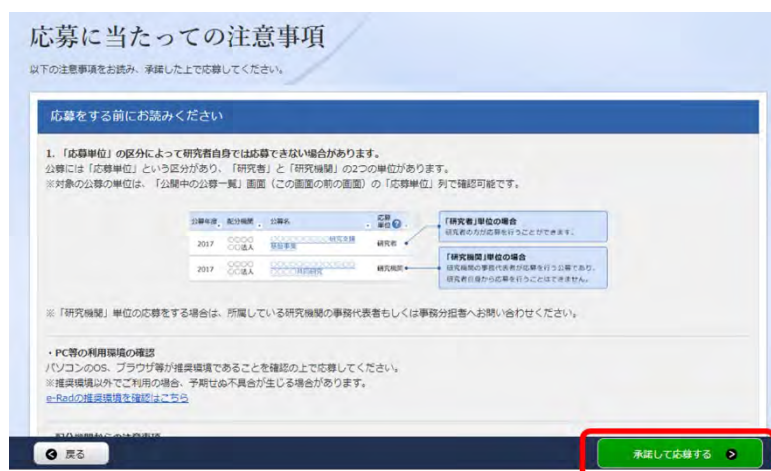
1) 公募の検索

公募名「人と情報のエコシステム
(2019)」の「応募情報入力」をクリック。



2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右
下の「承諾して応募する」をクリック。



■ 応募情報の一時保存・入力の再開について

1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。

研究の内容 必須 Q 研究の内容を検索

キーワード 必須

以前の課題をコピーする 一時保存

2) 再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をクリック。

前回ログイン: 2018/02/21 (15:09)

新規応募

公開中の公募を検索し、新規で応募情報を入力して提出します。

一時保存データの入力再開

一時保存中の応募情報の入力を再開します。

「応募/採択課題一覧」画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索。

検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

応募/採択課題一覧

応募/採択課題を一覧表示できます。各種申請手続きを行うことができます。

検索条件

制作者名		[部分一致]	Q 制作者名を検索
事業名		[部分一致]	Q 事業名を検索
公募名		[部分一致]	Q 公募名を検索
課題ID		[完全一致]	
研究開始課題名		[部分一致]	
研究者氏名		[完全一致]	
研究者番号		[完全一致]	
漢字		[部分一致]	(名) [部分一致]
フリガナ		[部分一致]	(名) [部分一致]
検索対象	☒ すべて ☐ 応募課題のみ ☐ 採択課題のみ		
表示件数	100件 ▼		

▼ 詳細条件を表示

検索条件のクリア Q 検索

検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果のダウンロード

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究機関名 研究代表者	課題の 状態	申請の進 捗 (ステータス)	編集/各種申請・ 取消取消
2018	180045 93	次世代先端 基盤技術開発公募 サイバーセキュリティの基盤的技術開発	18004593	先端技術研究センター 東京大学	応募済	配分権限 処理中 電子申請中	申請可能な 手続きへ

1~1件 (全1件) 検索結果のダウンロード

表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。

状態	編集	削除	引き戻し	取下
応募中	編集	削除		

3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

①「基本情報」タブ

- ・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）：2019（年度）

研究期間（終了）：（最大）2022（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000 文字以内とは e-Rad 入力の仕様です）。

- ・「基本情報-申請書類」から、提案書をアップロードしてください。

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	
参考資料	[PowerPoint (PPT, PPTX)]	10MB	

あと1000文字

参照 クリア 削除

アップロード

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提出しないでください。提出されても審査の対象になりません。

②「研究経費・研究組織」タブ

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(設定なし)	-

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
直接経費					0千円
間接経費					0千円
合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

- ・「研究経費」の 2.年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2019 年度から終了年度（最大で 2022 年度）に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30%以内です。

- ・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

(単位: 千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 千円	0 千円	0 千円
間接経費	0 千円	0 千円	0 千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

研究者 を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部署/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 (千円) ? 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 10000142 基礎研 市ヶ谷 (キソケン イチ カヤ)	独立行政法人科学技術振興 研究部 主査/その他	なし	0 千円 0 千円				

行の追加

選択行の削除

研究代表者のみ記載してください。主たる実施者がいる場合でも記載は不要（欄の追加はしないでください）、予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度（2019 年度）の額（「研究経費」の 2.年度別経費内訳の 2019 年度と同じ額）を記入してください。

※研究組織内の連絡事項は登録不要です。

実施者（研究者）情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

③「個別項目」タブ

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。



The screenshot shows the 'e-Rad' application form interface. At the top, there are four tabs: '基本情報' (Basic Information), '研究経費・研究組織' (Research Costs・Research Organization), '個別項目' (Individual Items), and '応募・受入状況' (Application・Acceptance Status). The '個別項目' tab is highlighted with a red box. Below the tabs, there are several form fields with labels and checkboxes. The fields are: '研究代表者所属区分' (Research Representative's Affiliation) with radio buttons for '国大' (National University), '公大' (Public University), '私大' (Private University), '独法（国立研究開発法人含む）' (Special Law (including National Research and Development Agency)), and '公益' (Public Interest); '研究代表者連絡先区分' (Research Representative's Contact Information) with radio buttons for '勤務先' (Workplace) and 'その他' (Other); '研究代表者連絡先郵便番号（半角）' (Research Representative's Contact Address Postcode (Half-width)); '研究代表者連絡先住所' (Research Representative's Contact Address); '研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名' (Research Representative's Contact Address Institution Name・Affiliation Name・Building Name); and '研究代表者連絡先面談番号（半角）' (Research Representative's Contact Address Interview Number (Half-width)). Each field has a red '必須' (Required) label next to it.

・「研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な、住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。

・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。

・[確認] と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。

・研究倫理教育に関するプログラムについては募集要項の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

・eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

④「応募・受入情報」タブ

作業不要です。

（５）研究開発提案書の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	提案書.pdf
参考資料	[PowerPoint (PPT, PPTX)]	10MB	

Buttons: 戻る, 以前の課題をコピーする, 一時保存, 応募内容提案書のプレビュー, 入力内容の確認

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

「応募/採択課題一覧」画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。



正常に提出されていれば、「申請の種類（ステータス）」が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。



■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類（ステータス）」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

応募済	受理済	申請中
-----	-----	-----

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ **募集締切当日は「引戻し」を行わないようにしてください。**

1) 上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。



2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果							
1～1件 (全1件)							
課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の 状態	申請の種 類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
2018	18006321	研究開発課題名	採択番号	研究代表者	応募中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ
		H30CREST「××と△△」(総括名)	18006321	独立行政法人科学技術 振興機構			
		見本	-	基礎研 市ヶ谷			
1～1件 (全1件)							

3) 応募／採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

年度	2018年度
事業名	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)「××と△△」領域
公募名	H30CREST「××と△△」(総括名)
課題ID	18006321
採択番号	-
研究開発課題名	見本
状態 (ステータス)	課題状態 応募中
ステータス履歴開示	申請状態 申請中

応募

状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧	修正依頼
応募中			引戻し		開覧	

第 8 章 提案公募 Q&A

■研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

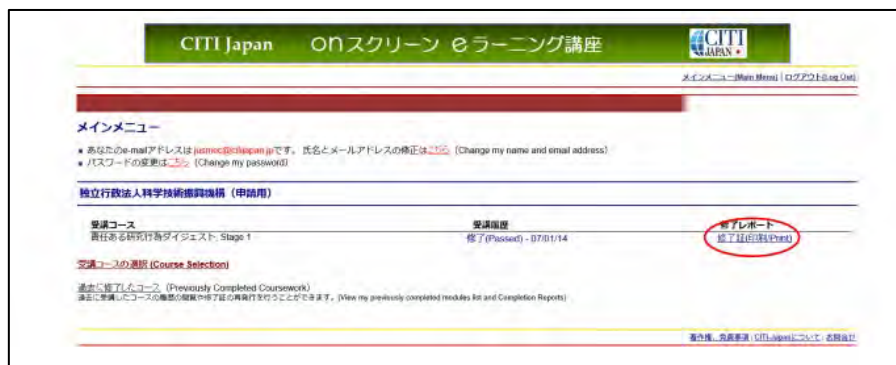
Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。

(修了証番号の申告について)

Q eAPRIN (旧 CITI) ダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A eAPRIN (旧 CITI) で過去に取得した修了証は、同システムにログインすることで確認が可能です。メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

APRIN eラーニング プログラム (eAPRIN) COMPLETION REPORT	
JST 事業申請用 / JST Apply カリキュラム 修了証	
所属機関:	国立研究開発法人科学技術振興機構 (申請用)
INSTITUTION:	Japan Science and Technology Agency(apply)
受講者名:	Taro Aprin (ユーザID: [REDACTED])
(LEARNER)	Email: taro_aprin_demo@aprin.or.jp
責任ある研究行為ダイジェスト(RCR Digest):	
修了年月日(Passed on) 20xx/03/01 (Ref #7919688) ←修了証番号	
単元名 (REQUIRED MODULES)	完了日 (DATE COMPLETED)
*単元名に英語表記のあるものは英語教材が提供されている単元です。	
責任ある研究行為ダイジェスト / < Digest Version > Responsible Conduct of Research	20xx /03/01

修了証見本

Q 昨年度 (または今年度) に、本事業 (または JST の別制度) の提案にあたり、eAPRIN (旧 CITI) ダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A 再度受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。

(eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

※「eAPRIN」は、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より、「CITI Japan」から「eAPRIN (イー・エイプリン)」に名称が変更されました。

■その他

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域への応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A 事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。

「5.8 実施機関の責務等」もよくお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

（海外の機関での実施について）

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

（面接選考会）

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

（研究開発費の根拠について）

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

（直接経費について）

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

- ・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

- ・ JST（領域総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるときは JST（領域総括）の事前承認が必要
なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

（間接経費について）

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1)管理部門に係る経費

- － 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- － 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等
等

2)研究部門に係る経費

- － 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- － 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- － 特許関連経費
- － 研究棟の整備、維持及び運営経費
- － 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- － 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- － 設備の整備、維持及び運営経費
- － ネットワークの整備、維持及び運営経費

- － 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
 - － 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - － 図書館の整備、維持及び運営経費
 - － ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

- － 研究成果展開事業に係る経費
 - － 広報事業に係る経費
- 等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>) を参照してください。

(外注について)

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注)の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

Q 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A 「主たる実施者」とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。一般的にはグループリーダーを兼ねる場合が多いですが、募集要項の「5.2 実施体制」の図中に「実施者 (G 大学)」のとおり、研究開発の推進上、グループリーダーの所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実施者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

(年度末までの研究開発期間 (研究開発実施) の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A JST においては、実施者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

※各実施機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間 (研究開発実施) の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Q RISTEX の他の領域の昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1339/index.html>

社会技術研究開発センター提案募集

<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/past/index.html>

第 9 章 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いいたします。予算規模や研究開発期間等については、「4.2」「4.3」をご参照ください。

- ※ 様式 1 ～11 について、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ また、指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。
- ※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。
- ※ 提案書は日本語と英語で書く部分に分かれていますので、注意して記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)

提案書(日本側のプロジェクト)(日本語)

研究開発領域名	人と情報のエコシステム		
プロジェクト名	副題はつけないでください。		
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月) ※最大 3 年間		
総研究開発費 (直接経費)	百万円 ※日本側研究チームの予算を記載してください。 ※小数点以下第 1 位まで		
研究代表者氏 名	(フリガナ) (漢字等)	生年月日 (西暦)	19 年 月 日 (歳) (2019 年 4 月 1 日現在)
所属研究機関			
住所	〒		
電話番号			
E-mail		F A X	
部局			
職名			
研究者番号			
連絡先	(所属機関 ・ その他) 通常連絡を受ける場所を○で囲んでください。		
連絡先 住所	上記で(その他)に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください。 〒		
電話番号			
E-mail		F A X	
緊急連絡先 (携 帯電話等)			
備考			

提案書(日英共同プロジェクト)(英語)

UKRI-JST Call on Artificial Intelligence and Society

A. GENERAL INFORMATION- INTERNATIONAL AGENCIES RESOURCE FORM

Project Title [up to 150 characters]

--

Applicants

*Please provide the names, full affiliations and contact details of all lead and co-investigators in English. Please indicate lead investigator from each country in **bold** font.*

Japanese Applicants

Position	Name	Organisation	Department/Division	E-mail

UK Applicants

Position	Name	Organisation	Department/Division	E-mail

Name and contact details of your Japanese Lead Partner

--

Name and contact details of your UK Lead Partner

--

Summary of resources required

(FUNDING AGENCIES)

Funding amount applied from JST

JST	
-----	--

Funding amount applied from UKRI

UKRI	
------	--

【様式1】 日英共同プロジェクトの要旨（日本語）

【様式1】全体としてA4 用紙1ページで、全体構想を分かりやすく簡潔に日本語で記載してください。

プロジェクト名			
所属研究機関		部局	
研究代表者氏名		役職	
キーワード	内容を端的に表すキーワードを <u>3～5つ以内</u> で自由に記載してください。		
国際連携の 必要性	UK との国際連携の必要性や具体的な連携内容を簡潔に記載してください。		

【プロジェクトの要旨】

■達成目標

400字以内で、中・長期的な目標及び本プロジェクト期間内に達成する目標を簡潔に記述してください。

例) ○○○（中・長期的目標）に向けて、本プロジェクトで○○を開発する。

■構想の概要

研究開発プロジェクトの要点を簡潔に記述してください。どのような対象を扱い、どのような方法論を用いることで、社会と技術の望ましい共進化を促すことができるのか、提案者自らの研究開発の構想を中心に、背景や成果の社会実装・普及に向けた展望等も含めて明確に記述してください。

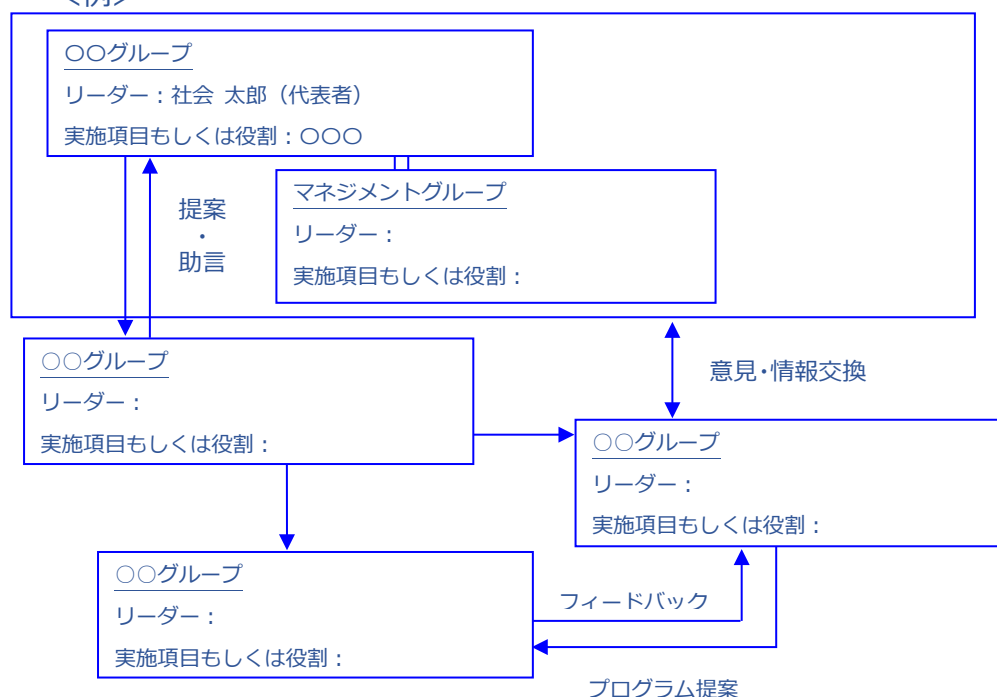
【様式2】 日英共同プロジェクトの要旨(実施体制)(日本語)

- ※ 実施体制・役割が簡単に分かるように、A4用紙1枚に日本語で図示してください。様式7と整合性をもたせてください。
- ※ 実施の項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。なお、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する実施項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。研究代表者がグループリーダーを兼ねても構いません。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するのかを、以下のよう

大学等（自然科学系（医学・工学等含む））	→ 学（自）
大学等（人文・社会科学系）	→ 学（人）
大学等（両方にまたがる場合）	→ 学（自/人）
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 官
企業等の産業界	→ 産
NPO等	→ 市民

※イギリスチームとの連携体制についても記載してください。

<例>



プロジェクトに協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職	（または組織名）	本研究開発プロジェクトへの協力内容
△△市役所	△△部長			〇〇〇〇実施の助言、協力
〇〇町内会				〇〇〇〇実施の協力
〇〇 〇〇	△△大学△△学部	教授		〇〇〇〇検討委員会 外部専門家

【様式3】 日英共同プロジェクトの要旨(英語)

Objectives (mandatory)

List the main objectives of the proposed research [up to 4000 characters]

Summary (mandatory)

Describe the proposed research in simple terms in a way that could be publicised to a general audience [up to 4000 characters]

Academic Beneficiaries (mandatory)

Describe who will benefit from the research [up to 4000 characters]. Please summarise how your proposed research will contribute to knowledge, within the UK, Japan, and globally. This should include how the research will benefit other researchers in the field and identify whether there are any academic beneficiaries in other disciplines and, if so, how they will benefit and what will be done to ensure that they benefit. Please list any academic beneficiaries from the research and give details of how they will benefit and how the results of the proposed research will be disseminated. Also describe the relevance of the research to beneficiaries..

Please note that this section may be published to demonstrate the impact of successful projects so please ensure confidential information is not included in this section.

Staff Duties (mandatory)

Summarise the roles and responsibilities of each post for which funding is sought [up to 2000 characters]

Impact Summary (mandatory)

Impact Summary (please refer to the help for guidance on what to consider when completing this section) [up to 4000 characters] Please summarise how your proposed research will contribute to the formation of the platform for multi-stakeholder interaction because this call aims to benefit researchers as well as other stakeholders such as policy makers, public, third sector and businesses.

Classification

International in nature?

YES/NO

YES/NO BOX GUIDANCE:

Is the proposed research international in nature? This could include the research area of focus, collaborations, data sets or any other notable international aspect of the research.

You should answer yes if:

- Any part of the research is international, for example, if one or more work packages have an international component.

And/or

- Either a Principal Investigator, Co-Investigator, Project Partner or any other organisation involved in the project is based overseas.

Please give details: Please detail the nature of the international aspect of the research and identify all countries involved.

- Where the research area of focus is international, explain the nature of this focus and all the countries involved.
- Where an international organisation is involved, please identify this organisation and the country(/ies) in which it is based.

--

Ethical Information (mandatory)

Has consideration been given to any ethical matters raised by this proposal ?	
---	--

Please explain what, if any, ethical issues you believe are relevant to the proposed research project, and which ethical approvals have been obtained, or will be sought if the project is funded? If you believe that an ethics review is not necessary, please explain your view (available: 4000 characters)

【様式4】 日英共同プロジェクトの構想(英語)

Case for Support (maximum 6 pages) (mandatory)

Outlining the research aims and objectives, questions to be addressed, research methods etc.

Pathways to Impact (maximum 2 pages) (mandatory)

Outlining what the researchers intend to do to enable impact in all its forms and how they intend to ensure the research connects with potential beneficiaries.

【様式5】 研究代表者（日本側）の取り組みリスト（英語）

Curriculum Vitae (Japanese Side)

A CV for each applicant should be included with the application (maximum of 2 A4 sides). Each CV should give full name, degrees and postgraduate qualifications (including the class and subject of the award), academic and professional posts held since graduation, a list of the most relevant and recent publications, and a record of funded research projects.

Name & Title:

Contact Details (including academic email address and telephone):

Qualifications (including class and subject of the award):

*

Academic and Professional posts (held since graduation):

*

List of recent and relevant publications (incl. brief list of up to 15 publications):

*

List of funded research projects:

*

研究代表者(英国側)の取り組みリスト(英語)

Curriculum Vitae (UK Side)

A CV for each applicant should be included with the application (maximum of 2 A4 sides). Each CV should give full name, degrees and postgraduate qualifications (including the class and subject of the award), academic and professional posts held since graduation, a list of the most relevant and recent publications, and a record of funded research projects.

Name & Title:

Contact Details (including academic email address and telephone):

Qualifications (including class and subject of the award):

*

Academic and Professional posts (held since graduation):

*

List of recent and relevant publications (incl. brief list of up to 15 publications):

*

List of funded research projects:

*

【様式6】主な研究者・グループリーダー（日本側）の取り組みリスト（英語）

Curriculum Vitae (Japanese Side)

A CV for each applicant should be included with the application (maximum of 2 A4 sides). Each CV should give full name, degrees and postgraduate qualifications (including the class and subject of the award), academic and professional posts held since graduation, a list of the most relevant and recent publications, and a record of funded research projects.

Name & Title:

Contact Details (including academic email address and telephone):

Qualifications (including class and subject of the award):

*

Academic and Professional posts (held since graduation):

*

List of recent and relevant publications (incl. brief list of up to 15 publications):

*

List of funded research projects:

*

主な研究者・グループリーダー(英国側)の取り組みリスト(英語)

Curriculum Vitae (UK Side)

A CV for each applicant should be included with the application (maximum of 2 A4 sides). Each CV should give full name, degrees and postgraduate qualifications (including the class and subject of the award), academic and professional posts held since graduation, a list of the most relevant and recent publications, and a record of funded research projects.

Name & Title:

Contact Details (including academic email address and telephone):

Qualifications (including class and subject of the award):

*

Academic and Professional posts (held since graduation):

*

List of recent and relevant publications (incl. brief list of up to 15 publications):

*

List of funded research projects:

*

【様式7】 日本側の研究開発プロジェクトの実施体制（日本語）

1. 実施内容、マイルストーン

- ※ 「目標及び成果」に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのかを具体的に記載してください。
- ※ 「スケジュール」に記載する実施項目の内容・計画及び実施項目間の関係性が分かるように記載してください。
- ※ 各実施項目におけるマイルストーン（いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる行程や指標）を記載してください。
- ※ 本プロジェクトを実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点、それらへの対応策について、①研究開発、②社会実装の側面からそれぞれ記載してください。
- ※ 多様な関与者からフィードバックを受ける方法や、研究開発の節目に公表等を行い外部から適切に意見を集め、検証・改善していく方法についても記載してください。
- ※ 実施項目は様式2 及び下記「2. スケジュール」「3. グループごとの実施者と実施項目の概要」との整合性を図ってください。

2. スケジュール

- ※ プロジェクトの主なスケジュールを記載してください。実施項目は上記「1. 実施内容、マイルストーン」に従って記載してください。

<記載例>

実施項目	2019年度 (2020. 1～ 2020. 3)	2020年度 (2020. 4～ 2021. 3)	2021年度 (2021. 4～ 2022. 3)	2022年度 (2022. 4～ 2022. 12)
1. 情報技術の問題点・二 ーズの深掘調査	←→			
2. ○○モデルの構築	←→			
3. データの取得・解析	←→		←→	
4. ○○手法の開発		←→		
5. 社会実験の実施・検証		←→	←→	
6. 法制度的検討・政策提 言				←→
7. 成果の展開に向けた 仕組みづくり	←→	←→	←→	←→

3. グループごとの実施者と実施項目の概要

※ 様式2と整合性をもたせてください。

3-1. マネジメント体制

※ 多様なステークホルダーとの調整やプロジェクト全体の進捗管理及び成果のとりまとめに向けて、研究代表者と共にプロジェクトを支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	調査方針等の決定、領域との対話・調整	市民
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	URA		進捗管理、報告書取り纏め、領域との対話・調整	学(人)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	研究員		グループ間、協力者への連絡・調整	学(自/人)

3-2. グループごとの概要

3-2-1. 〇〇〇〇グループ

(1)実施項目

※ 「2. スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

(2)プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

(3)プロジェクトの実施者

研究代表者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	統括／企画検討ワークショップの設計・実施	市民
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇課			地域との調整、ニーズ探索	官
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	教授		〇〇研究の設計・研究者の探索	学(人)
研究員 〇名					

※ 実施者は実際に研究開発を行う人であり、協力者とは異なります。

※ 実施者は複数のグループに所属することができます。

※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。

※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を **100%**とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率 (%)を記載してください。

※ 「立場」は様式 2 の注釈に従い、記載してください。

※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 〇名」「アルバイト 〇名」といった記載でも構いません。

※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(4)グループへの協力者

※ 本プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体が既にある場合に記載してください。

※ 本プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容	これまでの 協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

3-2-2. 〇〇〇〇グループ

※ 3-2-1 と同様に、複数グループでプロジェクトを実施する場合には、適宜フォーマットを増やしてください。

(1)実施項目

(2)本グループの位置づけ

(3)プロジェクトの実施者

グループリーダー 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場

【様式8】 日本側の研究開発費の見込み(日本語)

※ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに日本語で記入してください。

※ 面接選考時には、機関ごとの研究開発費等、さらに詳細な研究計画を提出していただきます。

※ 採択後に研究開発費の見直しをお願いすることがあります。

※ 研究開発費の費目と使途は以下のとおりです(5. 5. 研究開発費も参照してください)。

物品費／設備備品費:設備・備品を購入するための経費

物品費／消耗品費:材料・消耗品を購入するための経費

旅費:研究代表者や研究実施者の旅費

人件費・謝金:研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金

(研究員等の数):雇用する予定の研究員、アルバイトの人数

※ その他:上記以外の経費(研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等)

※ 初年度および最終年度の研究開発期間は半年となるため、その期間に必要な金額を申請してください。

<記載例>

○費目別の研究開発費(直接経費)の見込み(プロジェクト全体) (単位:千円)

大項目		中項目	2019年度 (2020. 1～ 2020. 3)	2020年度 (2020. 4～ 2021. 3)	2021年度 (2021. 4～ 2022. 3)	2022年度 (2022. 4～ 2022. 12)	合計	
直接 経 費	1. 物品費	設備備品費	500	0	500	200	1, 200	
			主な使途	解析ソフト、PC (解析用)				
		消耗品費	200	1, 000	500	300	2, 000	
			主な使途	ワークショップ用 品				
	2. 旅 費	旅 費	500	1, 000	1, 000	500	3, 000	
			主な使途	〇〇地区現地調査				
	3. 人件 費・謝金	人件費・謝金 (研究員の数)	1, 000 (1)	3, 000 (1)	3, 000 (1)	3, 000 (1)	10, 000	
			主な使途	〇〇に関する専門 家の招聘				
	4. その他	その他	1, 500	2, 000	2, 000	1, 000	7, 000	
			主な使途	シンポジウム開催				
小計 (直接経費)			3, 700	7, 000	7, 000	5, 000	22, 700	
間接経費(上記経費の 30%以内)			1, 110	2, 100	2, 100	1, 500	6, 810	
合 計			4, 810	9, 100	9, 100	6, 500	29, 510	

※「主な使途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

○特記事項

※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。ただし、特定の費目が研究開発費総額の 50%を越える場合は、その理由を記載してください。

【様式9】 日本側他制度での助成等の有無(日本語)

※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究経費、役割等を日本語で記入してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※ 面接選考の対象となった場合には、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

<記載例>

研究代表者(提案者)氏名: ○○ ○○

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関 等名)	研究課題名 (研究代表者氏 名)	役 割 (代 表・分担 の別)	① 2019 年度の研究経費 ② 2020 年度の研究経費 ③ 2021 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォー ト(%)	研究内容の相違点及 び他の研究費に加え て本応募研究課題に 応募する理由
【本応募研究課題】 (2019～2022)	—	代表	① 2,200 千円 ② 6,100 千円 ③ 6,400 千円 ④ 19,200 千円	60	—
科学研究費補助金 基盤研究 (B) (2018 ～2020)	○○○○○○○○ ○ (△△ △)	代表	① 2,000 千円 ② 2,000 千円 ③ - 千円 ④ 10,000 千円	20	○○○○○○○○○○ ○○○○
(申請中) ○○財団助成 金事業 (2019)	○○○○○○○○ ○○○○ (□□ □□)	分担	① 1,000 千円 ② - 千円 ③ - 千円 ④ 1,000 千円	5	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究経費(期間全体)が多い順に記載してください。
- 2) その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「資金制度・研究費名」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「研究経費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。
- 5) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 6) 必要に応じて行を増減してください。

<記載例>

グループリーダー氏名： △△ △△

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関 等名)	研究課題名 (研究代表者氏 名)	役 割 (代 表・分担 の別)	① 2019 年度の研究経費 ② 2020 年度の研究経費 ③ 2021 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォー ト(%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
【本応募研究課題】 (2019～2022)	—	分担	① 1,000 千円 ② 2,500 千円 ③ 3,000 千円 ④ 9,000 千円	40	—
△△財団公募事業 (2015～2019)	○○○○○○○ (△△ △△)	代表	① 1,000 千円 ② 1,000 千円 ③ - 千円 ④ 4,000 千円	10	○○○○○○○○○○○○○ ○
(~)			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

グループリーダー氏名： □□ □□

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関 等名)	研究課題名 (研究代表者氏 名)	役 割 (代 表・分担 の別)	① 2019 年度の研究経費 ② 2020 年度の研究経費 ③ 2021 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォー ト(%)	研究内容の相違点及 び他の研究費に加え て本応募研究課題に 応募する理由
【本応募研究課題】 (2019～2022)	—	分担	① 500 千円 ② 1,400 千円 ③ 1,600 千円 ④ 4,000 千円	30	—
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究 (2018～2019)	○○○○○○○ (□□ □□)	代表	① 1,200 千円 ② - 千円 ③ - 千円 ④ 3,000 千円	20	○○○○○○○○○ ○○○
(~)			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

【様式10】 日本側のデータマネジメントプラン(日本語)

※ プロジェクトの活動として創出される可能性がある研究データがあれば、保存・管理、公開・非公開、及び公開する研究データの運用指針を日本語で記載してください。

(1) 研究データ基本情報				
No.	データ名	データ概要	公開レベル	その他 特記事項
1	計算機実験、データ科学から得られた構造記述子データ	**関数、配位数、角度分布関数、空隙量、バンドギャップ、**分布等	レベル1 (非公開)	さらなる研究の展開が期待される場合には限定的公開(レベル2)もしくは公開(レベル3)を行う。
2	**モデルデータ	材料開発のための***法による***解析による材料組織コントロールデータ	レベル2 (限定的公開)	継続的なデータ蓄積・アップデート・精度向上の体制は現状個人研究の範囲で行うので整っていない。
3	* * 解析アルゴリズム	・局所構造-局所物性相関解析計算モジュール ・**成分解析計算モジュール ・**物性探索計算モジュール	レベル3 (公開)	独自データベースでの運営とした場合、保守・アップデート等の保証は現状できないが、将来的に検討していく
4				
5				
(2) 研究データ保存・管理・公開/非公開の方針 ※ (1) で取り上げた各データについて記入				
1	当面は「レベル1(非公開)」にて、企業との共同研究の可能性があるため非公開として取り扱うものとする。データは、実験終了後に研究室サーバー上にパスワードを付記して、プロジェクト終了後3年を経過するまでデータを保存、管理する。ただし、他の研究者と連携して、さらなる研究の展開が期待される場合には限定的公開(レベル2)もしくは一般公開(レベル3)を行う。			

レベル1(非公開) / レベル2(限定公開) / レベル3(公開)
から選択してください。

2	本データは、他研究者あるいは研究機関と連携して研究を推進するために、チーム内及び共同研究者間で限定的データ共有を行う。共有を行う範囲は***（例、CREST**チーム、さきがけ**領域、**学会**研究会等）に限定するものとし、登録場所は、***サーバー（例、**学会**研究会、***領域共通サーバー、等）とする。共有の条件として、利用者がこのデータを利用して成果を発表する際は事前に管理者に報告を行い、発表時に出典を明示することと義務付けるとともに、このデータを第三者に提供することは一切禁じることとする。なお本データのうち、現在もしくは将来、企業との共同研究契約に基づき非公開としうるものについて共有は行わず非公開とする。なお、本データは一般への公開として、レベル3に定める一般公開も検討している。但し、本データにより論文発表が複数見込まれるため、公開は論文発表後を予定する（研究実施期間終了後、かつ最終論文発表後1年程度を予定）。公開にあたっては、研究課題の参加者間で協議の上、公開に付随する事項（データ保存・管理方法、あるいは公共データベースへの登録等）を検討する。
3	方法論研究が主体となるため、アルゴリズムの実装コードを基本的に公開する（ソースコード、実行形式ファイル）。ソフトの登録場所は個人の Web サーバとし、開発終了の都度登録する。保存期間は公開後3年を予定する。他方、解析対象データを自ら生成することはほばないため、共同研究者が解析対象として使用するデータについては共同研究者と協議の上、公開・非公開の検討を行い、公開する場合は**データベース上に登録する。
(3) 研究データの想定利用用途 ※各データについて記載。現在は非公開であっても、将来公開が予想されるものも記載のこと。	
1	・物理量間の相関などをみる、といったデータ科学的研究に利用する ・機械学習予測法の改善のためのベンチマークデータとしての用途
2	・データ駆動型研究を行っている研究者にデータを提供し、共同研究の礎とする。 ・第三者が材料探索を行う際の参照データとして提供する。
3	・データがベンチマーク化できればデータ解析の研究者でも方法論研究に活用することができる。 ・コードを公開することで統計解析手法を他の研究者に利用してもらい、あるいは類似手法の検討時に比較対象とする
(4) 研究データの利活用促進に向けた取り組み ※各データについて記載。現在は非公開であっても、将来公開が予想されるものも記載のこと。	
1	・データ駆動型研究アプローチ（予測・シミュレーション等）のために研究データを利用する ・第三者が自らの研究データを比較評価するための参照先として研究データを利用する
2	・研究データの信頼性向上への取り組み：計算条件を詳細に記述する。 さらに随時信頼性を向上させた計算結果へアップデートあるいはデータ追加を行うことを考えている
3	・***研究継続中は定期的にデータを蓄積できるが、その後の継続性に関しては計算資源獲得のためのファンド獲得が重要なポイントとなるため、***研究期間中に本データベースの有用性をアピールしていく。
	・材料探索に使用した際には成果項表示に出典を明記してもらう。

【様式11】 特記事項

※ A4 用紙 1 枚以内にまとめてください。

※ 応募にあたっての理由や希望、その他、様式 1～10までに記載できなかった内容等を日本語で記載してください。

※ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。

※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください

※ 評価者との利害関係や研究代表者に係る利益相反について申告事項があれば、本様式に記載してください。

第 10 章 参考資料

平成 28 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における新規研究開発の方針

（平成 28 年 4 月 11 日 文部科学省 通知）

平成 28 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 新規研究開発の方針

1. 趣旨及び目標

「第 5 期科学技術基本計画」において超スマート社会（Society5.0）が掲げられ、重要なテーマとして位置づけられている。

IoT、ロボット、人工知能などの情報技術は急速な進歩とともに社会に実装され始め、より豊かで効率性の高い社会が実現されるとの期待が高まっている一方、情報技術は「悪意に基づく事故や事件（テロ、犯罪など）」「予期せぬ事故やトラブル（セキュリティ、プライバシーなど）」「経済格差拡大や資本集中」などの様々な問題をもたらすとの指摘もなされ始めている。また、情報技術の研究開発の現場では、技術がもたらす影響について社会から事前にフィードバックを受けることがないまま実用化をすすめた結果、問題が引き起こされるケースや、技術が作られ問題が発生した後に規制がかかり、技術開発のブレーキともなりうる事例がしばしば見受けられている。IoT、ロボット、人工知能といった情報技術は、社会に新たな大きな変化をもたらすものだが、現時点ではその新規性や革新性は社会の中で多様な解釈・イメージ・メタファーで語られており、その潜在的なメリットと負のリスクが不明瞭であることから、萌芽的技術(emerging technology)の段階にあると位置づけることができる。それゆえ、情報技術を社会の中で適切に使っていくためには、専門家だけの評価では不十分であり、研究開発の上流工程から多様なステークホルダーの主観的意見を取り入れ、フレーミングの幅を広げていくことが重要となる。

情報技術と人間・社会との共生を促す相互作用機能が未発達であるとの状況を踏まえ、情報技術の進展がもたらす問題に適切に対処していくための社会技術研究開発を推進し、情報技術と人間のなじみがとれた社会を目指す「人と情報のエコシステム」のための研究開発を平成 28 年度より新たに推進する。

具体的な目標は以下のとおり。

情報技術と人間のなじみがとれている社会を目指すために、情報技術がもたらすメリットと負のリスクを特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を行う。具体的には、

①情報技術がもたらしうる変化（正負両面）を把握・予見し、アジェンダ化することで、変化への対応方策を創出する

②情報技術の進展や各種施策に対し、価値意識や倫理観、また現状の制度について検討し、望まれる方向性や要請の多様な選択肢を示していく

①②のような、問題の抽出、多様なステークホルダーによる規範や価値の検討、それに基づく提示や提言までをサイクルとみなし、その確立のための研究開発を行う。

また、このような社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みを共創的なプラットフォームとして構築することを目指し、その機能のために必要な技術や要素も研究開発の対象とする。

2. 取り組むべき研究開発テーマ

（1）テーマの設定について

第 5 期科学技術基本計画が策定され、その第 1 章では現状認識として、『近年、情報通信技術（ICT）の急激な進化により、グローバルな環境において、情報、人、組織、物流、金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付き、相互に影響を及ぼし合う新たな状況が生まれてきている』が、『世界的な規模で急速に広がるネットワーク化は、これまでの社会のルールや人々の価値観を覆す可能性を有している』との懸念が示されている。『派生するセキュリティ問題への対応、個人情報の保護等の新たなルール、行動規範作りが不可欠となっている』とされており、情報技術と社会の関係を再考するための具体的な取り組みが求められている。このような背景の下、本領域においては、主にビッグデータ型人工知能、ロボット、IoT などの情報技術の社会的影響を対象に、以下の五つのテーマを中心とした研究開発プロジェクトを推進する。なお、これらは現時点の仮説的なリストであり、またこれらのうちの複数テーマに関わるものや、ここにあげられていない対象に取り組むことは十分想定される。

A:法律・倫理・制度

B:経済・雇用

C:教育

D:対応技術

E:基盤構築・方法論

本領域全体として目指すアウトプットは「社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みの形成」であり、それによって「問題を抽出し、多様なステークホルダーでの検討に基づく要請や提言を行うサイクルを稼働させること」である。そのための要件としては、下記のようなものが想定される。

- a.変化をできるだけ早期に把握あるいは予見し、アジェンダ化していくこと
- b.研究者や技術者自身がその技術のもたらしうる影響になるべく早い段階で気付くこと
- c.多様なステークホルダーの対話に基づくこと
- d.多様な価値観による可能な限り多数の選択肢を提示すること、少数意見も反映されること
- e.要請ができるだけ迅速に技術や制度に反映され、かつ以降の変化にも柔軟に対応できること
- f.社会の規範や思い込みを含む価値観の再検討を伴うこと
- g.施策や要請が、技術や産業発展の過剰なブレーキとならず、適切なハンドルとして機能すること
- h.世界標準を視野に入れるなど、海外連携や国際発信が積極的に行われること

(2) 主要研究開発要素・テーマの説明

A:法律・倫理・制度

起きた問題を解決するだけでなく、将来起こりうる問題に対応できるように、来るべき新しい社会の法律・倫理・制度をあらかじめ考え、備えておくための研究開発。

B:経済・雇用

情報技術がもたらしうる潜在的な負のリスクを低減しながら、ベネフィットを最大化するための研究開発。

C:教育

情報技術が浸透する社会における変化への対応力を身につけるための研究開発。

D: 対応技術

情報技術がもたらすメリットを供給側と受容側者が共に享受するための、技術開発への要求仕様や仕組みの構築に関わる研究開発。

E:基盤構築・方法論

技術開発の上流段階から多様な人々が関与し、情報技術がもたらす変化（正負両面）を特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を担う研究開発。

3. 推進体制

- ① 国内の大学、研究機関、公益法人、NPO 法人、民間企業、行政機関等、組織として機構からの研究委託が可能な主体が連携して研究開発を実施する。
- ② 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進する。
- ③ 研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、関係機関との連携を研究開発の段階から十分に行う。
- ④ 研究開発当初から関連当事者との共創を行い、成果の利用者等からのフィードバックを行う。

4. 研究開発推進にあたっての留意事項

- ① 情報技術の進展速度を意識した領域運営並びに成果の発信を行うこと。
- ② JST 内外の関連事業との連携を図ること。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ウェブサイト

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@jst.go.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク 0570-066-877(ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く